

- 1 開催日時：平成24年11月8日（木） 19：09～20：10
- 2 場所：内閣総理大臣官邸4階大会議室
- 3 出席者：
 - 内閣総理大臣 野田 佳彦（冒頭挨拶）
 - 副総理・内閣府特命担当大臣（行政刷新） 岡田 克也
 - 内閣官房長官 藤村 修（議長）
 - 総務大臣・内閣府特命担当大臣（地域主権推進） 樽床 伸二（議長代行）
 - 財務大臣 城島 光力
 - 国家戦略担当大臣 前原 誠司
 - 全国知事会会長 山田 啓二（副議長）
 - 全国都道府県議会議長会副会長 喜多 龍一
 - 全国市長会会長 森 民夫
 - 全国市議会議長会会長 関谷 博
 - 全国町村会会長 藤原 忠彦
 - 全国町村議会議長会会長 高橋 正
 - 内閣官房副長官 芝 博一（陪席）
 - 内閣官房副長官 竹歳 誠（陪席）
 - 内閣府副大臣 大島 敦（陪席）
 - 内閣府大臣政務官 稲見 哲男（陪席）
- 4 協議事項：
 - 平成25年度予算概算要求について
 - 地域主権推進大綱について
 - 地方公務員制度改革について

○挨拶等

（稲見内閣府大臣政務官） 議長の指示により議事進行を務めます内閣府大臣政務官の稲見です。どうぞよろしくお願いたします。

ただ今から「国と地方の協議の場」を開催いたします。本日は、お忙しい中、御参集いただき、誠にありがとうございます。

本日の協議事項は「平成25年度予算概算要求について」、「地域主権推進大綱について」及び「地方公務員制度改革について」であります。

本日は、野田内閣総理大臣に御出席いただいておりますので、初めに総

理から御挨拶をいただきます。

(野田内閣総理大臣) この「国と地方の協議の場」については、法制化後、分科会も合わせまして都合 13 回開催しました。運用の実績を着実に積み重ねてきたと思います。

本日も対等の立場で対話を行うパートナーとして、地方自治に影響を及ぼす国の政策について、地方の皆様方と協議を行いたいと思います。

先ほど稲見内閣府大臣政務官からもお話がありましたが、本日は 3 つのテーマについて御協議いただくことになっております。まず、「平成 25 年度予算概算要求について」は、住民に身近なサービスを提供する地方の立場からの忌憚たんのない御意見を承りたいと思います。また、「地域主権推進大綱について」は、前回の国と地方の協議の場で皆様から幅広い御意見を頂戴したところであります。本日は、大綱の素案を基に、地域における行政を地方自治体が自主的かつより総合的に実施できるようにするための仕組みづくりについて議論を深めていきたいと思います。さらに、「地方公務員制度改革について」も御意見をお伺いできればと考えております。

本日の協議では、皆様からの多くの御意見を頂き、実りあるものとなることを期待しておりますので、よろしく願いいたします。

(稲見内閣府大臣政務官) ありがとうございます。

続きまして、山田全国知事会会長から御挨拶をお願いします。

(山田全国知事会会長) 本日は、国会開会中という多忙な時期にもかかわらず、こうして協議の場に野田内閣総理大臣に御臨席いただきまして、まずお礼を申し上げます。

先日、政府主催の知事会議におきまして、本当に我々の心に染み入る丁寧なお答えを頂きまして、改めてお礼を申し上げます。その中で一番懸念事項でありました特例公債法につきましても、今日審議入りということでありまして、改めて御尽力に対してお礼を申し上げます。後は成立に向けて、よろしく願いを申し上げます。

実は、我々がその中でも申し上げたいのは、今、地方におきましては、経済状況、雇用状況について不安感が大変増しているということであります。特にこの夏ぐらいから、景況感が大変悪化をしておりまして、それが地域に暗い影を落としております。平成 25 年度の予算について、今日は協議項目であります。こういう時こそ国と地方が両輪となって経済を復活させ、そして多くの人たちが希望を持てる国づくりへと歩まなければならないと思っております。その観点から、どうか地方の財源につきまして、我々がしっかりと動けるように、またお骨折りいただきたいと思っております。

地域主権改革につきましても、この前の所信表明演説におきまして、一丁

目一番地の政策であるというお言葉を頂きました。地域主権によってこの国を活性化させていくという共通の思いを、この場におきましても確認しながら進めさせていただきたいと思っております。

他にもいろいろな課題がありますが、国との協議を通じて、地方も責任を果たしていく覚悟でありますので、総理もまた御指導、御尽力のほどお願い申し上げたいと思います。本日はどうもありがとうございます。

(報道関係者退室)

(稲見内閣府大臣政務官) それでは、お時間も限られておりますので、議事に入りたいと思います。

野田総理は、次の公務の関係で、ここで退席をされます。

(野田内閣総理大臣退席)

(稲見内閣府大臣政務官) では、まず平成 25 年度予算概算要求につきまして、地方側からの御発言をお願い申し上げます。

○協議事項（平成 25 年度予算概算要求）について

(山田全国知事会会長) 平成 25 年度予算編成であります。先ほど申し上げましたように、地方におきましてはかなり厳しい状況が生まれてきております。中小企業の先行き不安や、雇用については、去年に引き続いて新卒者はなかなか内定が決まらない状況が生まれてきており、多くの不安感が漂っているところであります。

そうした中、地方も全力を尽くしていきたいと思っておりますが、そのためには、まず予算におきましては、1 点は交付税の総額確保です。これは野田総理を始め、民主党政権におきましては大変御配慮いただいておりますが、これで我々は一息をついている面があります。交付税につきましては、総額確保をお願い申し上げます。

もう一つは、一括交付金です。民主党政権の本当に大きな成果であると思っておりますが、この一括交付金につきまして、実は今は 10% のシーリングがそのままかかった形になっておりまして、重点枠の配分についても大変冷たい状況であると聞いております。このまま 10% 一括交付金がカットされてしまいますと、地方の切り捨てという雰囲気になってしまいますので、是非とも重点枠を含めまして、一括交付金につきまして所要額の確保をお願いいたします。

経済関係であります。実はこの間、地域の雇用を支えてきましたのは、雇用の基金であります。この基金が今年度で無くなるということですが、これは毎年 20 万人近い雇用を生み出してきた、地域にとって大変大き

な糧となってきたものであります。恒久対策についてもお考えいただいているわけでありましたが、急な展開になりますと、地域において混乱が生じかねません。是非とも延長、継続について取り計らいをお願いします。

この他、中小企業対策や特区を活用した成長戦略など、これから平成 25 年度に向かって地域が希望を持てるような施策を盛り込んでいただきたいと思います。加えて、昨今、生活保護が戦後最多を更新しています。それだけに生活就労の一体支援ということが重要になってきますので、この施策についても、地域が柔軟に実施できる仕組みの構築につきまして、是非とも配慮いただきたいと思いますと思っております。

また、中小企業金融円滑化法が終わるということになっておりますが、これが中小企業にとって大変な救いの神であったわけでありますので、どうか中小企業が苦しくなる時期におきまして、金融面におきましても配慮いただきたいということを申し上げます。まず、私からは以上を申し上げさせていただきます。

(稲見内閣府大臣政務官) ありがとうございます。

それでは、意見交換をさせていただきます。

(森全国市長会会長) 平成 25 年度予算概算要求につきまして、全国市長会から申し上げたいと思います。

地方交付税の確保につきましては、山田全国知事会会長と全く同じであります。平成 22 年度で 1.1 兆円、平成 23 年度で 0.5 兆円、平成 24 年度で 0.1 兆円と、3 年連続で増額確保していただきました。厚く御礼を申し上げます。

平成 25 年度の地方交付税につきましても、これまで同様に増額確保に向けて、樽床総務大臣・内閣府特命担当大臣（地域主権推進）の御尽力をお願いしたいと思います。

税制改正につきまして、自動車重量税、いわゆる車体課税は、市町村の貴重な財源であります。国策としていろいろ論じるということではなくて、少なくとも代替財源を講じることなく、市町村に配分される貴重な財源を一方的に奪うということは絶対に受け入れられないと思っております。

償却資産課税は、都市自治体の行政サービスを支えている極めて重要な税源であります。償却資産に対する固定資産税のうち、機械及び装置の新規設備投資分の非課税及び長期保有分の段階的廃止についての要望があると伺っておりますが、廃止の場合は年額 6,000 億円近い減収の見込みがあります。これは市町村の極めて重要な財源でありますので、是非とも現行制度を堅持していただきたいと思います。と存じます。

また、ゴルフ場利用税につきまして、ゴルフ場へのアクセス等の周辺道路

整備や雨水等による流出土砂の整理等、もろもろ受益者負担の原則に合致した税でありますので、これにつきましても是非とも現行制度を維持していただきたいと存じます。私どもからは以上です。

(稲見内閣府大臣政務官) ありがとうございます。

藤原全国町村会会長、お願いします。

(藤原全国町村会会長) 町村の実情等を踏まえまして発言をさせていただきます。

始めに、日本再生戦略の重点分野とされました農林漁業の予算に関してですが、「農山漁村の再生・活性化に資するきめ細かい施策」や、「農業の新規参入者に対する年間150万円の支援を林業・漁業に拡充するなどの新たな施策」は、いずれも地域の再生を願う町村の期待が非常に大きいので、是非実現をしていただきたいと思います。

また、先ほど山田会長と森会長も申し上げましたが、地方交付税は財政基盤が脆弱な町村にとっては命綱であります。是非地方交付税を復元・増額し、また安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額を確実に確保していただきたいと思います。

なお、この度の交付税配分の先送りは、非常に深刻な影響を及ぼしていません。極めて遺憾でありまして、政府として適切な対応を早急に図っていただければと思っておりますので、よろしくをお願いします。

最後に、森会長も言われましたが、自動車取得税や自動車重量税については、是非現行制度を堅持していただきたいと思えますし、また、地球温暖化対策のための税の使途を森林吸収源対策に拡大するとともに、地方の税財源を確保する仕組みを構築していただきたいということが町村の最も強い意見であると受け止めていただきたいと思えます。

(稲見内閣府大臣政務官) ありがとうございます。

ほかに御発言はありますか。

(喜多全国都道府県議会議長会副会長) 議会の方を代表して、簡単に2点申し上げます。

お話がありました地方交付税につきましては、地方の財政需要を適切に積み上げた上での額の確保ということをしっかりと意識してやっていただきたいと思えます。

最後、2点目ではありますが、私どもの先月の定例総会でも新たに3件採択をいたしました。震災復興と震災対策、関連施策につきましても、しっかりと政府にも御要望を申し上げたところでありますので、御対応いただきたいと思えます。この旨、2点を申し上げさせていただきます。

(稲見内閣府大臣政務官) ありがとうございます。

政府側からこの点でのコメントは何かありますでしょうか。
(樽床総務大臣・内閣府特命担当大臣(地域主権推進)) 皆様方のお気持ちに対して、今までも頑張ってきておりますが、これからも更に頑張っていきたいと思っております。

個別のことについては、時間の関係もありますので、今この場で言及はしませんが、思いをしっかりと受け止めながら、年末まで頑張っていきたいと決意を申し上げさせていただきます。

(稲見内閣府大臣政務官) ありがとうございます。

それでは、次の協議事項に進ませていただきます。

続いて、地域主権推進大綱につきまして、樽床内閣府特命担当大臣から御発言をお願いします。

○協議事項(地域主権推進大綱)について

(樽床総務大臣・内閣府特命担当大臣(地域主権推進)) お手元の資料2-1を見ていただければと思います。

資料2-2が素案の文章であります。資料2-1がその概要であります。

皆様方におかれましては、今、この場で一つ一つ御説明をする必要もなかろうと思っておりますが、政治の道に入りましてから一貫して地域主権は私自身にとっても最大のテーマでありますし、野田政権、また民主党政権におきましても一丁目一番地の政策ということでもありますから、全力でこの大綱をまとめていきたいと考えております。

この度の大綱には、まず何点かだけ申し上げさせていただきますと、義務付け・枠付けの4次見直し、更なる権限移譲の推進といったことを記述したい。また、出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲を実現するための法案提出の努力をしていきたいということ盛り込ませていただいております。

また、地域自主戦略交付金については、所要額の確保、また地方の皆様方の意見を聞きながら制度の推進を図ることとしております。

こうした取組を通じまして、地域主権の確立を更に進めていきたいと、大綱につきましては年内にしっかりと取りまとめをしていきたいと考えています。後は忌憚^{たん}のない御意見を賜ればと思っております。以上であります。

(稲見内閣府大臣政務官) お手元に資料として素案もお配りいたしております。

それでは、意見交換に移りたいと思っておりますが、御意見等ありますでしょ

うか。森会長、どうぞ。

(森全国市長会会長) 出先機関の改革につきまして、素案の中で出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲を実現するための法案を基礎自治体等関係団体の理解を得るための取組等も進めつつ、国会に提出するとありますが、これにつきましては、私ども市長会の中で極めて強い反対の意見があります。

特に重視していただきたいのは、大規模災害を経験した東北市長会において、この出先機関の移譲については反対の決議をしております。私は、東北市長会が広域災害等において、今の案の広域連合では対応できないことから反対しているということを非常に重く見ております。これにつきましては、是非とも考えていただきたい。

もう一つは、そもそも国と地方の業務分担の在り方というのは、法律で定めるべきであると考えております。今、個別法でも全て法律で定めてあると思いますが、移譲対象とする事務・権限が全体の3分の1程度にとどまっており、具体的な財源措置の在り方や出先機関ごとに異なる管轄区域の整理ができていません。例えば福井県は今、近畿地方整備局の管内になっておりますが、これは一体どうなるのかといったことも整理ができていない中で、やはり法令上明らかにした上での提案であるべきであると思っています。

それから、いろいろな意味で私どもの意見に御配慮いただいた点は感謝申し上げますが、そこからまた新たな問題が出ております。例えば配分権とか予算権を国に残すという御説明が先週ありましたが、そうであれば、一体広域連合は何をやるのか。4階建てになるだけではないかという意見も非常に強くあります。こうした意見を踏まえると、地域主権推進大綱(素案)の6ページにおいては「理解を得るための取組等も進めつつ」ではなくて、是非「理解を得た上で」としていただきたいと私は考えております。それをなしに拙速に進めた場合は、私は会長として取りまとめる立場にありますが、非常に強い反発が出て、反対せざるを得ない状況になるということだけは申し上げておきたいと思えます。

(稲見内閣府大臣政務官) 山田会長、どうぞ。

(山田全国知事会会長) この細かい問題につきまして、樽床大臣を始め、政府の皆様の大変な努力に心から感謝申し上げます。

私どもは、地域主権、地方分権という立場から、出先機関の権限の移譲を求めてきました。しかし、それは今お話がありましたように、市町村の方から大変懸念が出てきたところであります。

こうした中、法案の修正が非常に進みまして、正直言って、内容的にはかなり変化したと思っております。つまり、今までは出先機関を都道府県

の広域連合へ移譲するという形であったわけではありますが、どちらかという
と、今の案からしますと、国、都道府県、市町村が力を合わせて地域の
整備に取り組もうという方向に変わってきたのではないかと。

例えば広域災害におきましては、これは常勤の職をきちんと広域連合の中
に置いて、そこに対して各省からの指示権というものが残されておりまして、
正に今のままの形で動けるようになってきた。そして、市町村の皆様の懸念
を踏まえて、市町村の意見反映というものが連合の方にもできるようになっ
てきた。こうした点の一つ一つからしますと、今の形よりも地域、都道府県、
市町村、国が力を合わせて行動できる体制ができつつあるのではないでしょ
うか。こうした変化につきまして、実はこの前も私が知事を務める京都にお
きまして、市町村長の皆様に御説明を申し上げたのですが、なかなかまだ伝
わっていない現状があります。是非ともこうした政府の御努力につきまして、
更に市町村の皆様に対して説明いただき、御理解を得るようお願いを申し
上げたいと思っておりますし、その中において国と都道府県、市町村がしっ
かりと力を合わせて地域整備に取り組める地域主権体制の確立に御尽力い
ただきますようお願い申し上げます。

(稲見内閣府大臣政務官) ありがとうございます。

藤原会長、お願いします。

(藤原全国町村会会長) 町村の実情から言いますと、まず、国の出先機関
改革について、東日本大震災を踏まえまして、災害時の危機管理体制が現
実に機能するかということ町村長は非常に心配しております。特に手挙
げ方式というのは、1つの国の中で特定広域連合が担う地域と、引き続き
国が担う地域が混在するということ国として一枚岩で取り組んできた今
までの強力な体制が維持できるのかということが非常に心配でありまして、
その検証が必要ではないかと考えております。

また、特定広域連合内のインフラ整備等の利害調整がうまくいくのか疑
問が残ります。そういう中で、拙速に進めることには反対と言わざるを得
ないのが現状であります。

したがって、推進大綱にある「基礎自治体の理解を得るための取組」に
ついて、まず丁寧に行い、町村長の理解と納得を十分得て頂きたいとい
うことが我々の考え方でありますので、是非御理解をお願いいたします。

(稲見内閣府大臣政務官) 岡田副総理・内閣府特命担当大臣(行政刷新)、
どうぞ。

(岡田副総理・内閣府特命担当大臣(行政刷新)) 所管外ですが、今のお
話を聞いていて、やはり国も努力しなければいけないのですが、国に向け
てそれぞれ県、市町村が言っただけではなくて、地方の中で県と

市町村なり、その議論をやっていただく必要もあるのではないのでしょうかと考えています。それは全部国で調整しろと言っても、お互いに納得していただかないと進めませんので、3会長揃っておられますし、議会の代表もおられますので、是非そういうこともお願いできればと思います。

(稲見内閣府大臣政務官) ありがとうございます。

(樽床総務大臣・内閣府特命担当大臣(地域主権推進)) 御遠慮なくどうぞ。

(喜多全国都道府県議会議長会副会長) 歴史を見ると、大都市制度などにつきましても、新しくて古い話ですね。東京都が市を無くして東京都に一本化したということも、やはり帝都防衛というか、昭和19年ぐらいの話ですから、そういった意味では、そういう非常時のところでガバナンスをしっかりとしないといけないということで、緊急避難から今日の東京都ということになっているのでしょうか。広域連合のいいところ、悪いところなど様々あるのですが、模索しながら進めていく必要がある。北海道が初めて道州制を提案した時に、反応した他の区域は雲仙普賢岳ですね。1つの山での災害に多くの県が対応して、その連携をどうするのだという話になった。そうだとすれば、小さい面積のところについて県の区域を変更して、合併して、道州制ということもあり得るかということなどの様々な議論の積み上げや、様々なこれまでの取組などがある中で、やはりまだまだ考えていかなくてはならないことはあるのだろうと思っています。その基本は国と地方、地方の中でも都道府県と基礎自治体である市町村の役割、広域をつかさどる都道府県の役割、そして国の役割、それらをしっかりと何を担うのかというところを住み分けするところから議論は始まるのだろうなど、そういう議論はいろいろと吹っかけては来たつもりではあります。

もっと大きな、地方でも少し考えるべきところはあるのではないかと岡田副総理もおっしゃった。そのとおりであります。しかし、これは州法を持たない道州制なのか、州法を持つ道州制なのかも含めて、基本的なところを考えて、しっかりと議論していくという流れを国の主導の下でしっかり作っていただければと思います。

最後であります。これまでの地方分権の流れについては、いろいろと国の取組は道半ばであるとは言いながらも、この協議の場の法制化や、あるいは2次にわたる一括法による義務付けの見直しなど、これまでの取組に心から感謝を申し上げたいと思っています。

(稲見内閣府大臣政務官) ありがとうございます。

森会長、どうぞ。

(森全国市長会会長) 1点だけ。

誤解のないように申し上げておきますと、国と地方との関係というものは非常に基本的な事項であって、出先機関を廃止することが目的ではないと思います。都道府県と市町村の関係を言う前に、国と地方との役割分担をきっちり議論する必要があると申し上げているわけで、現状では、例えば移譲対象とする事務が3分の1しか決まっておらず、それを法律で決めないという仕組みになっているのがおかしいと言っているわけです。本来は、それを決めなければいけません。それで国と地方が決まってから、都道府県と市町村でいろいろ話をするのは分かりますが、まずは国と地方の関係をきちんと法律で決めるべきだということが私の意見であります。御理解たまわれればと思います。

(稲見内閣府大臣政務官) 樽床担当大臣からお願いいたします。

(樽床総務大臣・内閣府特命担当大臣(地域主権推進)) どうもありがとうございました。

この大綱につきましては、基本的に出先の問題と道州制を含めた自治体間連携の話にかなり集約されていくだろうという認識を持っております。

他の部分につきましては、現政権の努力をそれなりに御評価いただいているものと解釈をいたしまして、何とかこの大綱を年内にしっかり取りまとめに向けて進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(稲見内閣府大臣政務官) これは素案でありますので、前回と今回、この場でいただきました御意見を踏まえ、改めて政府として考え方を整理いたしまして、また皆様方にお伝えできるようにさせていただければと思います。

続きまして、地方公務員制度改革について、樽床大臣から。

(藤原全国町村会会長) 大綱の中の、道州制の問題についてはいかがですか。

(稲見内閣府大臣政務官) 表現方法ですか。

(藤原全国町村会会長) はい。

(稲見内閣府大臣政務官) 高橋全国町村議会議長会会長、どうぞ。

(高橋全国町村議会議長会会長) 藤原全国町村会会長も道州制には多分反対の意見であると思います。

我々、町村議会議長会は住民自治の推進に逆行する道州制については、一貫して反対であると申し上げてきました。この地域主権推進大綱では、まずこれまで取り組んできた改革を達成することに全力を注ぐべきであり、道州制の議論の前になすべきことはたくさんあります。ここで道州制について記載されることは大変疑問を感じておりますので、よろしくお願いいたします。

(稲見内閣府大臣政務官) そうしたら、12 ページの表現につきまして、担当大臣からお願いします。

(樽床総務大臣・内閣府特命担当大臣(地域主権推進)) では、一言だけ。

道州制について様々な議論があることは承知しております。要は、これまで道州制というものは、その単語が地域主権を進める1つの標語のような扱いを受けてきた。しかし、現実道州制から皆様がいろいろなイメージを持たれている。そのイメージは統一されていない。「道州制」という言葉から想像するイメージがみんな違います。全員違うわけではないですが、かなり異なる場合がある。これをきちんと整理しないと、この議論は前に進みません。そういう思いも含めて、このような記述の仕方をさせていただいているということで御理解いただければ誠にありがたいと思っております。

(稲見内閣府大臣政務官) それでは、先ほど申し上げましたように、今度は樽床大臣から御説明をお願いします。

○協議事項(地方公務員制度改革)について

(樽床総務大臣・内閣府特命担当大臣(地域主権推進)) もう一つ、厳しい御意見を頂くこととなると思うが、地方公務員制度改革について、御説明をさせていただきたいと思えます。

提出させていただいている資料は、資料3-1、資料3-2、資料3-3である。

まず、資料3-3は「地方公務員制度改革について(素案)」であり、5月11日に公表したものです。

これは、既に御覧になっていることだろうと思えますので、詳しい説明は控えますが、協約締結権を付与することを基本に、地方公務員制度としての特性にも留意した内容としております。これについて、様々な御意見が寄せられていることや様々な不安の声も聞かれることも理解しております。

次に、資料3-2を御覧いただきたい。新たな制度について、より理解いただけるようチャートにさせていただいております。

国家公務員の制度とは異なりまして、第三者機関である人事委員会は引き続き存続しまして、現在と同様に、民間給与などの実態調査を引き続き実施、公表するというのが一番上の四角です。

秩序ある交渉を確保するために、予備交渉の実施を義務付けるということになります。

労使関係の透明性を向上するため、団体交渉の概要や団体協約をインターネットなどによって公表することを新たに義務付けるということが3つ目の四角であります。

また、公務の停滞防止の観点から団体交渉がまとまらない場合でも、首長の請求によって仲裁が開始できることとしております。

新たな制度においても、勤務条件に関する条例を改正する場合には、最終的には議会の議決が必要でありまして、そのために住民・議会の理解が得られるような協約でなければ成立しないだろうと考えています。私としては、国家公務員と同様に地方公務員についても新しい労使関係制度を措置することが必要と考えており、皆様におかれましては、是非御理解いただきたいと思っております。以上で説明を終わらせていただきます。

(稲見内閣府大臣政務官) それでは、それぞれの立場で御意見があらうかと思っております。

山田会長からお願いします。

(山田全国知事会会長) この件につきましては、地方六団体が一致して資料4ということで、事前にペーパーを出させていただいているところでございます。その内容を簡潔に申し上げますと、これはまだ全然議論ができていないのではないかとということがまず1点であります。私どもも実はいろいろな問題点を指摘してきました。公務員というのは身分保障を受けている。その公務員に協約締結権を付与することは、民間に比べまして明らかに公務員優遇にはならないか。

それから、協約締結権を付与しますと、東日本大震災を含めて日本再生のために努力している時に、行政コストがこの交渉のために増大するのは明らかでありまして、地域行政サービスへの影響も出てくるのではないのでしょうか。ましてや消防職員につきまして、ここで団結権の問題が出てくるというのは少しどうであろうかと思っております。

給与決定権につきましても、国による指導をずっと受けてきました。今でも交付税で、ある面では限定をされ、地域手当等で問題があれば、特別交付税では罰則的に減額をされるという中で、協約締結権と言われても、うなづいてしまわざるを得ません。

また、個別に見ましてもかなり問題がありまして、団体交渉の当事者として同一地方公共団体の職員以外の者が一定割合を占める労働組合も、小さいものでも認証されてしまうこととなりますので、例えば我々防衛の面もいろいろなものを担っておりますが、本当に大丈夫なのかということ強く懸念しております。

それから、これは人事院からも指摘されているわけでありましたが、元々市

場メカニズムが働かない中で、公務員の賃金水準が力関係のような中で決まる話になってしまいますとどうなのでありましょうか。こうした問題について、もっと議論を深めるためにも、私どもは是非とも国と地方の協議の場に分科会を設置して、しっかりとした議論を展開して、その過程を国民の皆様にも明らかにしていく中でやっていかなければならないと思っております。

私どもは、労使の使という立場でもありますが、それだけに国民の皆様にも内容を明らかにして、理解を得る努力をしなければ、到底今の段階では説明できるものではないと思っております。最後に書いてありますように、現在、政府において検討されている地方公務員の新たな労使関係制度の法案化については、このような状態では反対せざるを得ないということで、これは地方六団体のまとめた意見として提出させていただきたいと思っております。

(稲見内閣府大臣政務官) ありがとうございます。

文書が出ておりますが、それぞれの皆様方からも御意見がありましたら出していただければと思います。

森会長、どうぞ。

(森全国市長会会長) 地方六団体でまとめておりますので、今、山田会長の説明でおおむね尽きるわけではありますが、多少補足いたしますと、特に消防職員につきましては、現場の状況を説明いたしますと、消防団と非常に密接な関係があります。消防団の皆様と消防職員というものは切っても切れない関係で地域の安全を守っています。その消防団が今回の東日本大震災でも大変な犠牲者を出しているわけではありますが、ほとんどボランティアと言いますか、本当に地域の皆様の安全に対する熱意で支えられている消防団というものがあって、その皆様から見た時に、消防職員の団結権というのはどのように写るかということ私を非常に危惧しております。長岡市程度の規模でありますと、非常に消防団と消防職員が一体的にやっているということが日常あるわけあります。そういった面でも、一つ納得がいかないというものであります。労働組合の認証要件につきまして、同一の地方公共団体に属する職員が全ての組合員の過半数を占めることとされているわけあります。それぞれの自治体におきましては、自立的に勤務条件を決定している仕組みに変更するという目的を掲げている中で、当該団体の職員以外のものを含めようとしているのかということ理解しがたい面があります。私からの補足は以上であります。

(稲見内閣府大臣政務官) 藤原会長、お願いします。

(藤原全国町村会会長) 町村になりますと、もっと小規模になってきます。

今まで機会があるごとに政府に対してはいろいろな問題点を言ってきたと

ころであります。私ども町村長は労使慣行を尊重しまして、組合と妥結事項に関しては、これを誠実に実行してきております。労使間で安定した良好な関係が保たれていると考えておりますので、なぜ今、協約締結権の付与が必要なのかということには非常に疑念を持っております。

また、国と異なる地方の特性や多様性を考慮せず、国家公務員制度改革案の内容をそのまま地方公務員制度に導入するということに違和感があります。さらに、地方公務員の給与は住民に納得してもらうというのが絶対的に不可欠な条件でありますので、これまでその根拠としていた人事院勧告に代わる民間企業水準の妥当性を説明するための仕組みを検討しているわけですが、未だその仕組みが明確に示されていないということが問題であり、まだ町村長はイメージが湧いてこないのであります。

加えて、消防職員の団結権であります。森会長が言われたように、消防団活動と非常に密接な関係がありまして、住民の生命、財産を守るという職務の特性が全く考慮されていないことから、消防団員との信頼関係や協力関係に支障が生じることが危惧されるわけでありまして。

こうした根本的な懸念をほとんどの町村長が抱いているということでありまして、今回の地方公務員制度改革については、このままでは、それこそ反対せざるを得ない状況です。

(稲見内閣府大臣政務官) ありがとうございます。

喜多全国都道府県議会議長会副会長、どうぞ。

(喜多全国都道府県議会議長会副会長) それでは、重複を避けまして、議会の立場から一言申し上げさせていただきます。

改正案では、人事委員会の勧告制度を廃止しても、地方の場合は国の国家公務員と違いまして、現在と同様の客観性、合理性を担保するという民間給与等の実態調査把握の具体的な内容は示されておられません。

やはり、これまでの流れは国も地方もそうでありましたが、民間給与等の実態調査の精度を高めるべきであるという流れです。もっと幅広く調査しろという流れでありました。そういう中であってやはり危惧します。参考にして交渉で決めろということになっておりますが、議会の立場といたしましては、そういった中で仮に首長が団体協約を締結した上で、条例案を議会に提出してきたとしても、住民からの様々な厳しい目や、我々の議論の中でやはり条例案を例えば否決せざるを得ない可能性もあると予想しております。

最終的に議会が給与水準を判断するに当たっては、住民に対する説明責任はしっかり求められるわけでありまして、やはり現行の人事委員会勧告に準じたような客観的な、合理的な判断素材も必要だと思っております。様々な問題があるということで、当事者である我々が制度変更の必要性を理解できない

新たな労使関係制度の法案化については、現時点では反対と言わざるを得ません。

(稲見内閣府大臣政務官) ありがとうございます。

関谷全国市議会議長会会長、どうぞ。

(関谷全国市議会議長会会長) 大体的には同じなのですが、地方公務員制度改革につきましては、住民の批判を大いに招くおそれがありますので、十分地方と協議をしながら、この問題については慎重に進めていただきたいということが私どもの意見になります。

(稲見内閣府大臣政務官) 高橋会長、お願いします。

(高橋全国町村議会議長会会長) 最後ですが、議会の立場としてもこれだけ多くの問題点、また疑問点の指摘がなされて、地方の理解が得られない中での法案化は大変疑問を感じ、反対であります。

また、先ほど山田会長が申されたとおり、分科会等をつくり、そしてまた地方と十分に議論をし、制度設計をしっかりと行って、地方の理解を十分に得たものとしていただきたいと思います。以上です。

(稲見内閣府大臣政務官) 一通り地方六団体の方から御意見を頂きました。

それでは、樽床大臣のほうからよろしくお願いします。

(樽床総務大臣・内閣府特命担当大臣(地域主権推進)) 厳しくも暖かい御意見を頂きまして、本当にありがとうございます。

この問題については、様々な御心配、また反対がたくさんあることは、十分に認識をしております。認識をしておりますが、私どもがこれまでこの改革の必要性を色々申し上げてきたので、大体我々の考え方や意見の趣旨は理解されているだろうと思っております。

逆に、懸念や心配があっても、それを乗り越えることができれば、更により良い労使関係も作ることができるという前向きな発想で何とか御理解をいただけないものかという思いで今、取り組ませていただいております。

一つ一つ皆様方の御懸念に対して、これはああだ、あれはこうだという反論じみたことを申し上げるつもりもありませんし、実際にそのような御懸念をお持ちであるということが現実ですから、その現実は現実として踏まえながら、どれだけ御理解を頂けるように我々が頑張ることができるかということしかないのではないかと、私に意見を求められれば、現時点ではそのように申し上げるしかないと思っております。

(稲見内閣府大臣政務官) ほかに御意見ありますでしょうか。

藤原会長、どうぞ。

(藤原全国町村会会長) 話を前に戻しますが、道州制の問題であります。本当に町村は心配しております。

どうして心配しているかというのは、非常に素直な考え方で、新たな集権体制を生み出すのではないかと考えるからである。それから、大都市圏へ更なる集中を招き、地域間格差がもっと出てくるのではないかと考える。道州と住民の距離が遠くなり、住民自治が埋没、崩壊する可能性があります。市町村の再編を強制することにもなるということでありまして、道州制に関する推進大綱の記述は受け入れがたいということだと思います。是非御理解をお願いしたい。全国町村会では過去に、反対の機関決定をしておりまして、納得をし得ないので、特に強調しておきたいと思います。

(稲見内閣府大臣政務官) 樽床大臣、お願いします。

(樽床総務大臣・内閣府特命担当大臣(地域主権推進)) ここで討論といいますか、お互いに議会からいろいろおしかりを頂くようになっておりますが、そういうことではなくて、意見交換ということで説明をさせていただきます。

素案の11ページが一番下が「第8 自治体間連携等(道州制を含む)」ということになっておりまして、先ほど私が申し上げましたように、今後の課題と進め方の下の3行ですが、「いわゆる「道州制」」としている。だから、道州制というものについて、藤原会長の持たれるイメージの道州制、また、町村会の皆様がお持ちになっているイメージと、ひょっとすると別の方が持っておられるイメージが違うかもしれません。ですから「道州制」という単語、これを単語と見たわけであるが、この単語で皆様が連想されるイメージが異なるという認識に立っております。ですから、異なるその単語から皆様が違うイメージを持つものをそのまま放っておいて、それを議論していくと、議論が混乱するだけではないかと認識しております。様々な議論がなされている中で、いろいろ幅広い意見交換も行いつつ、その検討も射程に入れます。だから、必ずしも道州制をやるとかやらないとかということではなくて、もう一度議論を整理しないといけない。この道州制すなわち地域主権であって、道州制に反対だということは、すなわち地域主権に反対だというイメージが今なお日本の中には根強く一部にあります。極論すると、経済界の中にもあります。大きな経済界の中にもまだ存在しております。ですから、そういう議論の整理が必要ではないかということをごに書かせていただいているということでもあります。

(稲見内閣府大臣政務官) 岡田副総理、お願いします。

(岡田副総理・内閣府特命担当大臣(行政刷新)) これはやはり根本にあるのは補完性の原則ですね。藤原会長の御心配は分かるのですが、まず基礎自治体でどこまでできるかと、どこまでやるかということがあって、それは今の県との関係です。それがあって、基礎自治体で賄えないものを県

なり道州でやるということでもあります。それで賄えないものを国がやるということですから、そういう意味でも、ここも基礎自治体、これは市と町村で、あるいは違うのかもしれませんが、どこまでできるかというところの議論を詰めないと、実質的にはなかなかまとめることはできないという問題でもあるのではないかと思います。

(樽床総務大臣・内閣府特命担当大臣(地域主権推進)) 今の岡田副総理のお考えも、我が党の考えのベースであります。この資料2-2の最初のパラグラフは、それに補完性の原則ということ的前提にして、国と地方が適切に役割を分担する、基礎自治体を重視していく、地域に住む人が責任を持って決めるという基本的な考え方を最初に書かせていただいて、これに基づいて全てのことを考えていきたいという大綱になっているということです。

(藤原全国町村会会長) 「検討の射程に入れていく」ということの検討と射程の表現がどうしても幅広いです。

(稲見内閣府大臣政務官) そうしたら、その表現は、また政府の方で考えて、一度検討してみたいと思っております。

地方公務員制度については、地方六団体から反対という文書をまとめていただいておりますので、大変重い議論だと思っております。その上で様々な意見もありましたので、この件の取扱いにつきまして、藤村内閣官房長官から御発言をいただきたいと思っております。

(藤村内閣官房長官) 今、官房長官と御指名があったので、政府としまして考え方を述べたいと思っております。国家公務員改革関連法案は国会に提出してもう一年半が経ちますが、まだ議論が途中です。地方公務員についても、制度改革に係る法案を国会に提出する必要があると考えております。その準備は進めさせていただきたいと思っております。しかし、これは出先機関や今の道州制の議論と違って、地方六団体でしっかりと議論がされて、一致して意見書が出ております。ここは法定された国と地方の協議機関でありますので、きちんと議事録が作られて、そしてこの議事録は国会にもきちんと提出をされます。少し樽床大臣の立場で、地方の皆様にも更に何か今日までと違うものが出せるのか、出せないのか検討いただきながら、できる限り11月までのこの国会に出すという準備は政府として、官房長官の立場ではさせていただきたいと思っております。樽床大臣は担当大臣として地方六団体の皆様としっかりと残りの時間詰めていただきたいというのが、今日の最終的なお願いです。

(稲見内閣府大臣政務官) 樽床大臣、今の官房長官の御発言を受けて、何かありますでしょうか。

(樽床総務大臣・内閣府特命担当大臣(地域主権推進)) 頑張りたい。

(関谷全国市議会議長会会長) 少し場違いで申しわけないのですが、もう十分御努力をしていただいたのは分かっているのですが、この国と地方の協議の場を開催するに当たって、1日でも早く事前に資料等を頂いて、内部協議をして、機関決定の形で臨ませていただきたいという意見が多くありましたので、努力していただいているのは重々分かっていますが、今後ともひとつよろしく願いいたします。

(稲見内閣府大臣政務官) なかなか日程のことも含めまして、ぎりぎりの御案内になっておりますので、できるだけ受け止めて改善をしていきたいと思えます。

山田会長、どうぞ。

(山田全国知事会会長) 時間がまだ少しあるみたいなので、一言だけ申し上げたいのは、交付税の執行抑制の件であります。

実は、1回目の交付税執行抑制の時には、この国と地方の協議の場でお話がありまして、私どもからは、都道府県は我慢しますので、弱い立場にある市町村については配慮いただきたい、そして利子については何とかしていただきたいということを申し上げまして、それについて本当に配慮をしていただきました。

しかしながら、2度目の執行抑制につきましてはそうした手続など一切なく行われておりますし、その中でかなり国と地方の間で差をつけた取扱いをされたのではないかと考えております。

例えば地方交付税は御存じのように、義務的な人件費も入っているものでありますし、義務的な経費に充てられるのがほとんどであります。しかしながら、国の場合には、給与等については旅費と事務費の抑制措置がかかっただけでありまして、また、民間に対しましては、政策的裁量の余地のある補助金について執行抑制がかかっただけであります。そうした面で国と地方の間で少し取扱いが違うのではないのでしょうか。また、国のほうは短期証券の借入れができないということをお話されたわけですが、これは実は地方も法律的には同じ構造になっておりまして、国ができなければ、地方も短期の借入れというのは難しいというのが本来の立場であります。

そうした中で、もう少し事前にお話をいただいて、地方としても意見を申し上げる中で執行抑制についても、これは無い袖を振れないことはよく分かりますので、お話ができたらありがたいと思っており、その点についてはまたお考えいただきたいと思っております。

(稲見内閣府大臣政務官) 樽床大臣、お願いします。

(樽床総務大臣・内閣府特命担当大臣(地域主権推進)) なお私の方から、

現状と過去のこれまでの経緯を簡単に申し上げさせていただきます。

今、山田会長からお話があったように、9月の段階での合意に基づいてなされた措置については、御存じのとおりであります。

11月2日に、通常であれば11月分を交付するという慣例になっておりました。その時に、9月分を9、10、11の3カ月にひと月ずつ割った都道府県分は、それは3カ月の約束ですから、そのまま交付をさせていただきました。11月2日に都道府県に行きましたのは、11月の分ではなくて、9月分の残りが行ったということになっております。11月2日の段階で都道府県も市町村も全て分割するか、一括するか、一括だったか別にして、9月分が11月2日に全部交付させていただいたということになっておりました、11月2日に慣例で交付しておりました11月にお配りをするものについては、誠に勝手なことで申し訳ないのですが、11月に配付するということが決まりでありますので、慣例で11月2日でしたが、2日の段階でまだ特例公債が通っておりませんので、今それが慣例の2日から遅れているという現状であります。

何とか今日衆議院で審議に入りましたので、何とかこの11月中に通常の11月分を全ての自治体に交付できるように全力で取り組んでいきたいと思っております。

なお、9月分について都道府県がいろいろ駆り出されたり、努力されたことについての利子に対する責任は国で追わなければならないと思っておりますが、11月分については、まだ検討中ということであります。

(稲見内閣府大臣政務官) よろしいでしょうか。

それでは、これで協議事項についての議論を終了させていただきます。

本日の協議事項に関しまして、全体のまとめを藤村議長の方からお願い申し上げます。

(藤村内閣官房長官) 本日は少し遅い時間でありました。しかし、本当に熱心に御議論いただきましてありがとうございました。

今日の「国と地方の協議の場」では、「平成25年度予算概算要求について」、「地域主権推進大綱について」、これは様々な意見を頂きまして、今後更に大綱を政府部内でまだ集めていくという取りまとめになるかと思っております。

3つ目は「地方公務員制度改革」について、先ほど私が官房長官の立場ではお断りを申し上げたところで、樽床大臣にもう一頑張り、もう二頑張りもしていただかねばならない、こんな取りまとめです。

本日の協議内容につきまして、政府として検討していきたいと考えておりますが、今後とも国と地方の協議の場の会議がより充実したものになるよう、

何とぞ皆様の御協力をどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

(稲見内閣府大臣政務官) それでは、これで終了させていただきます。
ありがとうございました。

以上